三鷹市指定収集袋広告掲載募集要領

市長が指定する収集袋のうち、燃やせるごみと燃やせないごみ用の有料ごみ袋(以下、「家庭系ごみ指定収集袋」という。)に広告を掲載していただける広告主の方を募集します。

1 募集する広告

次のいずれにも該当しないものです。

- (1) 市の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係るもの
- (6) 内容が虚偽若しくは表現が誇大であるもの、その疑いがあるもの又は事実を誤認するおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

2 広告規格等

	広告掲載対象種別			規格	袋の作成枚 数	1枚当 たりの 広告掲 載料	広告掲載料
お定収集袋本体へ	家庭系廃棄物	ミニ袋 (5ℓ)		$7 \text{ cm} \times 10 \text{ cm}$	75 万枚	0.2円	150,000円
		S袋 (100)		12 cm×16 cm	120 万枚	0.25円	300,000円
		M袋 (200)		15 cm×20 cm	120 万枚	0.3円	360,000円
		L袋 (400)		$17 \text{ cm} \times 24 \text{ cm}$	75 万枚	0.4円	300,000円
外装への掲載	(可燃物、	ミニ袋 (50)		18 cm×11 cm	7万5千枚	0.2円	15,000円
		S袋 (100)		$14 \text{ cm} \times 12 \text{ cm}$	12 万枚	0.25円	30,000円
	不燃物用)	M袋(200)		$17 \text{ cm} \times 14 \text{ cm}$	12 万枚	0.3円	36,000 円
		L袋 (40l)		21 cm×17 cm	7万5千枚	0.4円	30,000 円
指定収集袋及び)		1	7 cm × 10 cm	75 万枚	0.2円	165,000 円
			2	18 cm×11 cm	7万5千枚	0.2円	
		S袋 (100)	1	$12 \text{ cm} \times 16 \text{ cm}$	120 万枚	0.25円	330,000 円
			2	14 cm×12 cm	12 万枚	0.25 円	
		M袋 (200)	1	$15 \text{ cm} \times 20 \text{ cm}$	120 万枚	0.3円	396,000 円
載			2	$17 \text{ cm} \times 14 \text{ cm}$	12 万枚	0.3円	

	L袋 (400)	1	17 cm×24 cm	75 万枚	0.4円	330,000 円
		2	$21 \text{ cm} \times 17 \text{ cm}$	7万5千枚	0.4円	

※掲載料は税込み額となります。

※上段①は指定収集袋、下段②は外袋の規格及び作成枚数。

3 募集枠

各袋あたり1枠(複数枠の申込み可。ただし、申込み多数の場合又はごみ袋本体と外袋の広告主が違う場合は調整をさせていただきます。)

4 印刷の色

1 色刷り (ごみ袋本体の色は藤色で、文字は紺色です。外袋の色は白色で、文字の色は選べますが、 二次元コードを掲載される場合、読み取り可能な色から選択いただきます。)

5 掲載場所

袋の表面中央部(イメージ図は下記のとおり)

6 掲載開始時期

令和7年10月以降からとなります。袋の種類により、若干異なります。

7 掲載期間

作成した枚数がなくなるまでとなります。(目安は6か月程度です)。

8 募集期間

令和7年4月7日(月)~令和7年5月2日(金)

9 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、広告原稿など必要書類を添えて、ごみ対策課(第二庁舎2階) に提出してください。郵送でも結構です。

申込書は、市のホームページからダウンロードできます。

トップページ→お知らせ(お知らせ一覧へ)→暮らし・手続き(お知らせ一覧へ)→家庭系ごみ 指定収集袋の広告を募集します(ページ最後の添付ファイルをご覧ください)。

10 広告掲載の決定

三鷹市指定収集袋広告掲載取扱要綱に基づき審査し、広告掲載の可否を決定します。

(掲載の優先順位)

- (1) 三鷹市ごみ減量・リサイクル協力店の認定を受けているものに係る広告
- (2) ISO14001、エコアクション 21、その他これらに準ずる環境マネジメントシステムの認証登録を受けているものに係る広告
- (3) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するものに係る広告
- (4) 私企業のうち、公的性格を有する企業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (5) 上記に該当しない私企業及び自営業で、市内に事業所等を有するものに係る広告
- (6) (1)~(5)に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当と認めるものに係る広告

11 広告掲載料の納付

広告掲載決定後、一括で納付していただきます。

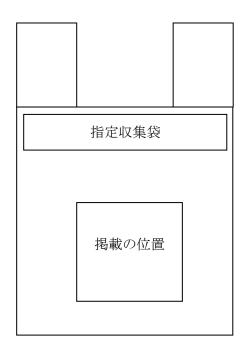
12 その他

(1) 広告のデザインは、広告主自身で作成してください。

- (2) 掲載決定後、電子データにて原稿を提出してください。
- (3) 指定収集袋の広告掲載が決定した業者の方は、希望により、三鷹市のホームページにバナー広告を5か月間無料で掲載することができます。詳しくは、ごみ対策課にお問い合わせください。

【掲載イメージ図】

指定収集袋本体



指定収集袋外袋裏面



【申込み及び問い合わせ先】

三鷹市生活環境部ごみ対策課(第二庁舎2階) 〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号 電話0422-29-9613

e-mail gomi@city.mitaka.lg.jp